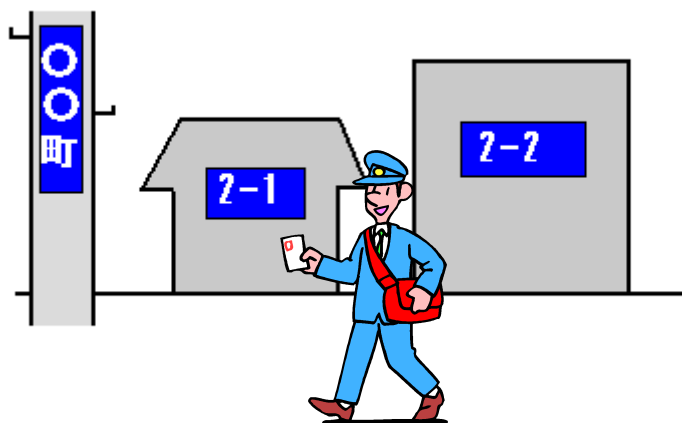


# 住居表示の手引



八 王 子 市

## 住居表示とは・・・



「町名」と「土地の地番」で住所を表す方法は、町の境界が入りこんでいたり、地番が順序良く並んでいないなど、土地の地番で家を探す時、不便なことがあります。

そこで、住居表示を実施することにより、今まで町名と土地地番で表わしていた住所を町名と一定の基準により付けた「街区符号」・「住居番号」の組み合わせで表わし、家などを探しやすくします。

また、住居表示とは、「住居表示に関する法律」により、市街地にある個人の住所若しくは居所又は事務所、事業所、その他施設の場所を表示することを言います。

## どんな時に・・・

### 1. 実施する条件

まちが成熟（区画整理事業などで整然とした恒久的な街区が形成されているなど）しており、2次的な開発で街並みが変わることがないことが要件とされ、すでに居住者の住む地区にあっては、地元の合意（地域の意思が固まっている）が必要です。

なお、住居表示を実施する際には、町境を道路、河川のせき堤等恒久的施設で合理的に区分けする必要があるため、町区域の変更が伴います。

### 2. 住居表示のメリット・デメリット



#### 【メリット】

住居番号が整列することで住所が探しやすくなるほか、郵便物の誤配がなくなる、緊急車両の到着が早くなるなどの効果が期待できます。

## 【デメリット】

住所の表記が変わることで、免許証の訂正、所有する土地や建物の登記簿における所有者住所等の訂正、金融機関等に登録していた住所の訂正をするために、住民の方が直接変更手続きを行っていただくことが必要となる場合があります。

また、住居表示の制度上、所有者の異なる建物であっても同じ住居番号（同じ住所）となる可能性や、建物の改築に伴い住居番号が変わるため住所が変更になる可能性もあります。

## 手順は・・・



### 1. 原案の作成

地元等の要望を受け、市が調査を行い、対象区域・町割りなどの原案を作成

### 2. 住居表示審議会

住居表示審議会（地元代表、公共団体職員など）が原案を審議し、市長へ答申

### 3. 市議会の議決

住居表示する区域と方法について、市議会が議決（住居表示に関する法律第3条第1項）

市町村は、(中略)住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

### 4. 町区域変更案の公示

住居表示実施に伴う町区域変更案を公示（住居表示に関する法律第5条の2第1、2項）

市町村長は、(中略)住居表示の実施のため、(中略)町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

(中略)その案に異議があるときは、(中略)公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

## 5. 市議会の議決と告示

町区域変更についての、市議会による議決と告示（※地方自治法第260条第1、2項）

市町村長は、(中略)市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し(中略)、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

## 6. 街区符号・住居番号の決定

(住居表示に関する法律第3条第2項)

市町村は、(住居表示を実施すべき)区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号(中略)をつけなければならない。

## 7. 住居表示の告示

(住居表示に関する法律第3条第3項)

市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号(中略)をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号(中略)及び住居番号を告示する(後略)。

# 表示番号について

各街区に街区符号の「番」を、各建物に住居番号の「号」をつけて表示します。

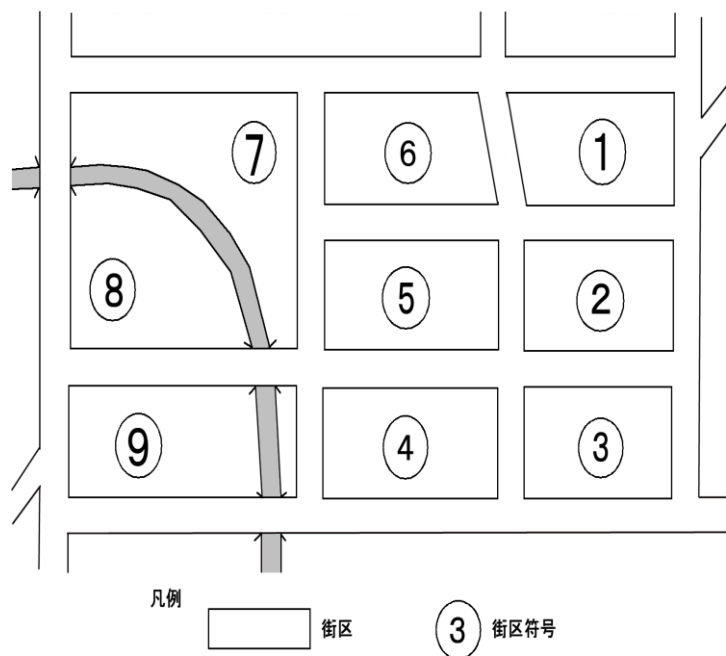
<書き方> 八王子市 〇〇町〇丁目 〇番 〇号  
町名 街区符号 住居番号

# 街区符号のつけ方

道路や水路などを境にして区画をつくり、この区画を「街区」と言い、連続蛇行式に番号をつけます。

街区ごとに付けた番号を「街区符号」と言い「番」で表わします。

## 街区符号のつけ方



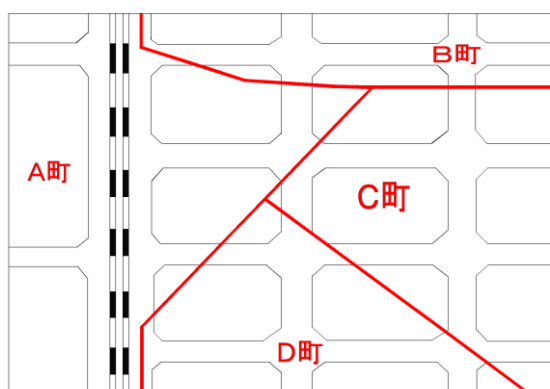


## 町の境界について



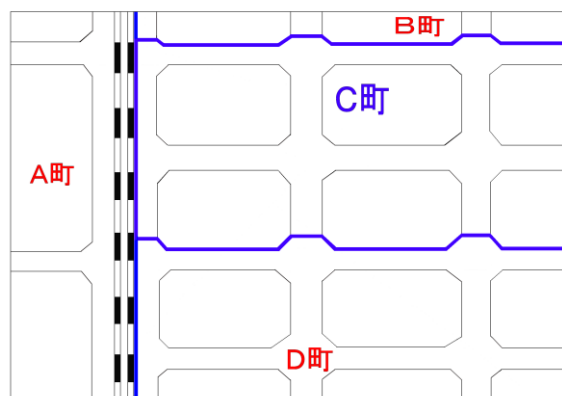
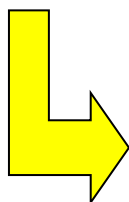
住居表示の実施に合わせ、町の境界を変更します。例えば、入り組んでいる町界がある場合、住居表示を実施するときは境界も一見してわかるように道路・河川・水路・鉄道などで区切ります。

### (例) 町の区域図（住居表示実施前）



町界

### 町の区域図（住居表示実施後）



新町界

## 町名について

町名を変更する場合は、できるだけ従来の町の名称に準拠して町名を定め、それが不可能のときは、同じようなまぎらわしい町名・長すぎる町名・読みにくい町名などは避け、歴史上由緒あるもの・親しまれているもの・語調の良いものを選び・常用漢字を用いる等なるべく簡明な町名をつけます。

# その他



## 1. 本籍について

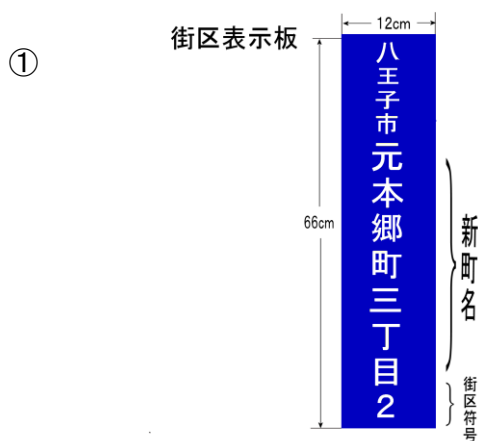
本籍は土地の地番で表わしますので、その番号自体に変更はありません。  
ただし、町名が変更された場合には町名のみが変更となります。  
なお、住居表示の「街区符号」を本籍の表示とすることもできます。  
この場合は、市役所へ「転籍」の届出が必要です。

(旧本籍)	八王子市	元本郷町	1234 番地 1
		町名	地番号
(新本籍)	八王子市	元本郷町三丁目	1234 番地 1
		町名	地番号
(転籍届をすると)	八王子市	元本郷町三丁目	1 番
		町名	街区符号

## 2. 表示板について

住居表示を実施した地域には、だれが見てもわかりやすくするため各街区の電柱などに①「街区表示板」を取り付けます。

また、建物の玄関や門柱などに②「住居番号表示板」を取り付けます。



住居番号表示板 (縦6cm、横12cm)





お問い合わせは、  
市民部市民課  
庶務・業務担当  
☎042-620-7361